

令和5年12月8日（金）～28日（金）開催  
確定申告期における内部事務研修教材

大分類	共通（研修関係）
中分類	講習、研修関係書類
保存年限等	会 2027年3月末

取扱注意

資料料

### 外 国 人 申 告 指 導 事 務 等 の 留 意 事 項

東京国税局 課税第一部 個人課税課

# 目 次

	ページ		ページ
<b>I 居住者・非居住者等の課税の概要</b>		<b>III 還付審査等における留意事項</b>	
1 居住者・非居住者の区分について	1	1 還付審査のポイント	15
2 居住形態別の課税所得の範囲について	2	2 不正還付の事例	16
3 非居住者に係る課税関係	3		
4 居住形態ごとの所得控除及び税額控除の適用	4	別添 1 居住形態等に関する確認書	17
5 納税地の判定等	5	別添 2 退職所得の選択課税申告書の記載例について	19
6 納税管理人の届出書等	5	別添 3 還付申告書チェック表（外国人用）	20
7 在留管理制度について	6		
<b>II 申告指導事務</b>		※ 本研修資料は、平成 29 年分以降の確定申告書作成に対応しています。	
1 所得税申告書の記載に当たっての留意事項	9		
2 「在留カード」等による氏名等の確認	9		
3 居住形態等に関する確認書の作成	10		
4 国外居住扶養親族に係る扶養控除等関係書類の添付義務化	11		
5 長期滞在者、不法滞在者に対する課税上の留意点	12		
6 日本語及び英語の通じない外国人に対する対応	13		
7 退職所得の選択課税について	13		

## I 居住者・非居住者等の課税の概要

所得税法における居住者・非居住者等の課税の概要は、次のとおりである。

なお、消費税法は、所得税法と異なり、居住者と非居住者により課税範囲や申告方法について区別をしていない。

### 1 居住者・非居住者の区分について

住所・居所の有無、日本国籍の有無及び日本国内に住所又は居所を有していた期間により、個人を「非永住者以外の居住者」、「非永住者」、「非居住者」の3つに区分する。

【参考】

		過去10年のうち 住所又は居所を 有していた 期間の合計	日本の国籍 あり	日本の国籍 なし	根拠条文
住所あり	5年超	非永住者		所法2①三 2①四	
	5年以下				
住所なし 引き続き1年 以上居所あり	5年超	非永住者以外の 居住者		所法2①三 2①四	
	5年以下	非永住者			
上記以外		非居住者		所法2①五	

## 2 居住形態別の課税所得の範囲について

居住者（非永住者以外の居住者・非永住者）・非居住者の別、国内源泉所得・国外源泉所得の別、国内払・国外払の別により、次表のとおり、課税所得の範囲は異なる。

居住 形態	所得 区分	国外源泉所得以外の所得		国外源泉所得		
		国内源泉所得		国内払	国外払	
		国内に送金 された部分	国内に送金 されない部分		国内に送金 された部分	国内に送金 されない部分
居住者	非永住者以外 の居住者	課 税				
	非永住者					
非居住者		課 税	課税関係は生じない			

### 3 非居住者に係る課税関係

居住者は原則として総合課税の方法により課税されるのに対して、非居住者の場合には恒久的施設の有無（恒久的施設を有する場合には、恒久的施設に帰属する所得か否か）や所得の種類によって課税の方法が異なっている。

次表は、非居住者に係る課税関係の概要である（所法161①各号）。

#### 【非居住者に係る課税関係の概要】

所得の種類 (所法161①)	非居住者の区分 (所法164①)	恒久的施設を有する者		恒久的施設を有しない者 (所法164①二、 ②二)	源泉徴収 (所法212①、 213①)	
		恒久的施設帰属所得 (所法164①一イ)	その他の国内源泉所得 (所法164①一ロ、②一)			
（事業所得）		【課税対象外】			無	
①資産の運用・保有により生ずる所得(所法161①二) ※後記⑦～⑯に該当するものを除く。		【総合課税】(所法161①一)			無	
②資産の譲渡により生ずる所得(〃三)		【総合課税(一部)】			無	
③組合契約事業利益の配分(〃四)		【課税対象外】			20.42%	
④土地等の譲渡封価(〃五)		【源泉徴収の上、総合課税】			10.21%	
⑤人的役務の提供事業の封価(〃六)		【源泉徴収】			20.42%	
⑥不動産の賃貸料等(〃七)		【源泉徴収の上、 総合課税】 (所法161①一)			20.42%	
⑦利子等(〃八)		【源泉徴収】			15.315%	
⑧配当等(〃九)		【源泉徴収】			20.42%	
⑨貸付金利子(〃十)		【源泉徴収】			20.42%	
⑩使用料等(〃十一)		【源泉分離課税】			20.42%	
⑪給与その他の個人的役務の提供に対する報酬、公的年金等、退職手当等(〃十二)		【源泉分離課税】			20.42%	
⑫事業の広告宣伝のための賞金(〃十三)		【源泉分離課税】			20.42%	
⑬生命保険契約に基づく年金等(〃十四)		【源泉分離課税】			20.42%	
⑭定期積金の給付補填金等(〃十五)		【源泉分離課税】			15.315%	
⑮匿名組合契約等に基づく利益の分配(〃十六)		【源泉分離課税】			20.42%	
⑯その他の国内源泉所得(〃十七)		【総合課税】(所法161①一)	【総合課税】		無	

- (注) 1 恒久的施設帰属所得が、①から⑯までに掲げる国内源泉所得に重複して該当する場合がある。  
 2 ②資産の譲渡により生ずる所得のうち恒久的施設帰属所得に該当する所得以外のものについては、所得税法施行令第281条第1項第1号から第8号までに掲げるものののみ課税される。  
 3 租税特別措置法の規定により、総合課税の対象とされる所得のうち一定のものについては、申告分離課税又は源泉分離課税の対象とされる場合がある。  
 4 租税特別措置法等の規定により、上記の表の源泉徴収税率のうち一定の所得に係るものについては、軽減又は免除される場合がある。

#### 4 居住形態ごとの所得控除及び税額控除の適用

居住者・非居住者の別により、適用できる所得控除及び税額控除の範囲は異なる。

##### 【参考】

項目	区分	居住者	非居住者	年の中途で居住形態の変更があった場合
所得控除	雑損控除	○	●	●
	医療費控除	○	×	△
	社会保険料控除	○	×	△
	小規模企業共済等掛金控除	○	×	△
	生命保険料控除	○	×	△
	地震保険料控除	○	×	△
	寄附金控除	○	○	○
	障害者控除	○	×	▲
	寡婦（寡夫）控除	○	×	▲
	ひとり親控除	○	×	▲
	勤労学生控除	○	×	▲
	配偶者控除	○	×	▲
	配偶者特別控除	○	×	▲
	扶養控除	○	×	▲
	基礎控除	○	○	○
税額控除	配当控除	○	○	○
	住宅借入金等特別控除	○	○	○
	政党等寄附金特別控除	○	○	○
	外国税額控除	○	□	■

(注1) 非居住者については、所得税法第172条の規定に基づく申告を行うとき又は退職所得の選択課税申告書を提出するときには、所得控除・税額控除の適用はない。

(注2) 左表内の表示は次のとおり。

○…適用あり

×…適用なし。

●…非居住者期間については、日本国内に有する資産についてのみ適用あり。

△…居住者期間の支払分については適用あり。

▲…次の時期の現況で扶養親族等と判定される場合は、適用あり。

- ・非居住者から居住者に変更となる場合：その年の12月31日の現況による。

- ・居住者から非居住者に変更となる場合：以下のとおり。

  - i　納税管理人を定めない場合は、出国時の現況による。

  - ii　納税管理人を定める場合は、その年の12月31日の現況による。

□…恒久的施設帰属所得に係る所得の金額に係る所得税の額のうち、国外所得金額に対応する金額を限度として適用あり。

■…適用に当たっては、非居住者期間の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額に係る所得税の額のうち、国外所得金額に対応する金額を限度として適用あり。

## 5 納税地の判定等

納税地とは、納税者の申告・申請等の諸手続を行う場所及び税務署長の更正、決定等の処分に関する所轄官庁を定める基準となる場所をいい、原則、その者の住所地とされているが、所得税法ではそれぞれの納税者の形態に応じ次のように取り扱うこととされている。

	形 態	納 税 地
①	国内に住所を有する場合	その住所地（所法 15一）
②	国内に住所を有せず、居所を有する場合	その居所地（所法 15二）
③	国内に住所及び居所を有せず、恒久的施設を有する非居住者である場合	その恒久的施設を通じて行う事業に係る事務所等の所在地（所法 15三）
④	上記③に掲げる非居住者以外の非居住者で、その納税地とされていた住所又は居所にその者の親族等が引き続きその者に代わって居住している場合	その納税地とされていた場所（所法 15四）
⑤	上記①～④以外の場合で、国内にある不動産の貸付け等の対価を受ける場合	当該対価に係る資産の所在地（所法 15五）
⑥	上記①～⑤により納税地を定められていた個人がそのいずれにも該当しないこととなった場合	その該当しないこととなった時の直前において納税地であった場所（所令 54一）
⑦	上記①～⑥以外で、その者が国に対し所得税の申告・請求等の行為を行う場合	その者が選択した場所（所令 54二）
⑧	上記のいずれにも該当しない場合	麹町税務署の管轄区域内の場所（所令 54三）

## 6 納税管理人の届出書等

納税者が日本国内に住所又は居所を有しなくなる場合において、出国後も納税申告書の提出、所得税等の納付又は還付金の受領等、国税に関する事項を処理する必要があるときは、住所又は居所を有しなくなるときまでに納税管理人を定め、納税者の納税地を所轄する税務署長にその旨を届け出なければならない（通法 117①②）。

なお、納税管理人の届出書を提出せずに国内に住所又は居所を有しなくなる場合には、その住所又は居所を有しなくなるときまでに申告及び納税をしなければならないこととされており、当該申告書が提出された場合には、申告書第一表上部等の余白に「出国予定日〇年〇月〇日」及び出国後の住所を記載する。

## 7 在留管理制度について

平成 24 年 7 月 9 日に「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」(以下「平 24 改正入管法」という。)が施行され、外国人登録法が廃止された。これにより従来の外国人登録制度も廃止され、現在の在留管理制度となつたため、次の内容に留意する。

### (1) 在留管理制度

現在の在留管理制度においては、中長期間在留する外国人は住民基本台帳制度に加わり、日本人と同様に住民票に記載の上、「在留カード」が交付される（特別永住者には「特別永住者証明書」が交付される。）。

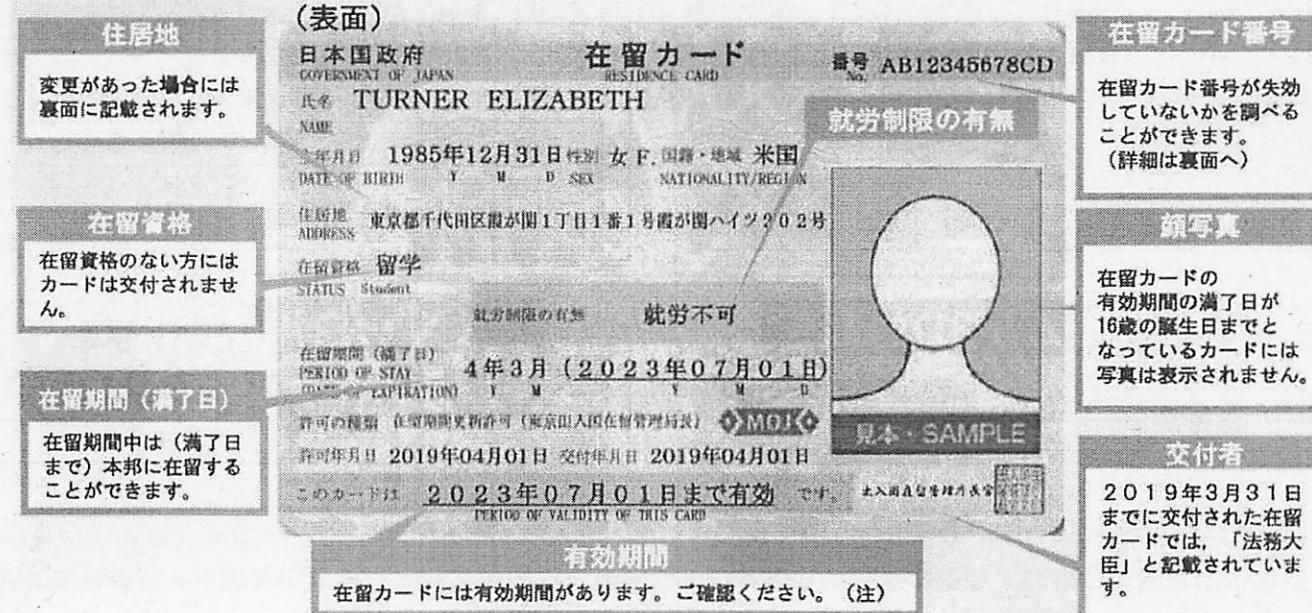
### (2) 在留カード

平 24 改正入管法施行後に入国した外国人に対しては、在留カードが交付される。

なお、平 24 改正入管法施行前に外国人登録証明書を所持している場合において、平成 27 年 7 月 8 日まではその外国人登録証明書を在留カードとみなしていたが、それ以降、外国人登録証を在留カードとみなすことはできないことに留意する。

おって、在留カード（参考 1）は、常に携帯する必要がある（特別永住者証明書は携帯義務なし。）。

【参考 1】在留カードの様式（法務省ホームページより抜粋）



### (3) 外国人登録原票

平24改正入管法施行後、外国人登録原票は市区町村から法務省へ順次送付されている。これにより、外国人登録原票等の照会先は出入国在留管理庁となる。

なお、外国人登録原票の記載事項は、外国人登録法が廃止された日以降、内容は更新されないことに留意する。

#### 【参考2】記載事項の比較

項目	変更点			
	外国人登録原票 (照会先：東京出入国在留管理局)	住民票（外国人） (照会先：各市町村)	在留カード (照会先：東京出入国在留管理局)	特別永住者証明書 (照会先：東京出入国在留管理局)
1 外国人登録番号	○	—	—	—
2 外国人登録の年月日	○	—	—	—
3 氏名	○	○	○	○
4 出生の年月日	○	○	○	○
5 男女の別	○	○	○	○
6 写真	○	×	○	○
7 国籍	○	○	○	○
8 国籍の属する国における住所又は居所	○	×	×	×
9 出生地	○	×	×	×
10 職業	○	×	×	×
11 旅券番号	○	×	×	×
12 旅券発行の年月日	○	×	×	×
13 上陸許可の年月日	○	×	×	×
14 在留の資格	○	○	○	×
15 在留期間	○	○	○	×
16 居住地	○	○	○	○
17 世帯主の氏名	○	○	×	×
18 世帯主との続柄	○	○	×	×
19 (世帯主である場合) 世帯構成員の氏名、出生の年月日、国籍及び世帯主との続柄	○	○	×	×
20 本邦にある父母及び配偶者の氏名、出生の年月日及び国籍	○	×	×	×
21 勤務所又は事務所の名称及び所在地	○	×	×	×

(注) 網掛け部分については、照会等によって把握することができないことに留意する。

【参考3】在留カードについてのQ&A

Question	Answer						
在留カードの交付対象者はどのような者か	<p>次のいずれにも当てはまらない者が対象となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3月以下の在留期間が決定した者</li> <li>・短期滞在の在留資格が決定した者</li> <li>・外交又は公用の在留資格が決定した者</li> <li>・これらの外国人に準ずる者として法務省令で定める者</li> <li>・特別永住者</li> <li>・在留資格を有しない者</li> </ul>						
在留カードと外国人登録証明書の大きな違いは何か	<p>&lt;在留カード&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交付対象者を中長期在留者に限定</li> <li>・就労可否の判断が容易</li> <li>・記載事項の正確性を確保</li> <li>・記載事項を削減</li> </ul>						
外国人登録証明書から在留カードへの切替手続きはどのように行うか	地方出入国在留管理局の窓口へ申請する。原則としてその日のうちに在留カードへの切替えが可能である。						
外国人登録証明書から特別永住者証明書への切替手続きはどのように行うか	市区町村の窓口への申請に基づき、後日、同窓口にて交付される。即日交付はされない。						
外国人登録証明書と在留カードの記載内容の違いは何か	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">外国人登録証明書</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">在留カード</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">(共通の記載内容)・氏名・生年月日・性別・国籍等・居住地・在留資格</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次回確認申請期間</li> <li>・本人の署名</li> <li>・外国人登録番号</li> <li>・交付年月日</li> <li>・パスポート番号</li> <li>・パスポート発行日</li> <li>・上陸許可日</li> <li>・世帯主等</li> <li>・出生地</li> </ul> </td> <td style="vertical-align: top; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在留期間</li> <li>・在留期間の満了日</li> <li>・在留カードの番号</li> <li>・在留カードの交付年月日</li> <li>・在留カードの有効期限</li> <li>・就労制限の有無</li> </ul> </td> </tr> </table>	外国人登録証明書	在留カード	(共通の記載内容)・氏名・生年月日・性別・国籍等・居住地・在留資格		<ul style="list-style-type: none"> <li>・次回確認申請期間</li> <li>・本人の署名</li> <li>・外国人登録番号</li> <li>・交付年月日</li> <li>・パスポート番号</li> <li>・パスポート発行日</li> <li>・上陸許可日</li> <li>・世帯主等</li> <li>・出生地</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在留期間</li> <li>・在留期間の満了日</li> <li>・在留カードの番号</li> <li>・在留カードの交付年月日</li> <li>・在留カードの有効期限</li> <li>・就労制限の有無</li> </ul>
外国人登録証明書	在留カード						
(共通の記載内容)・氏名・生年月日・性別・国籍等・居住地・在留資格							
<ul style="list-style-type: none"> <li>・次回確認申請期間</li> <li>・本人の署名</li> <li>・外国人登録番号</li> <li>・交付年月日</li> <li>・パスポート番号</li> <li>・パスポート発行日</li> <li>・上陸許可日</li> <li>・世帯主等</li> <li>・出生地</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在留期間</li> <li>・在留期間の満了日</li> <li>・在留カードの番号</li> <li>・在留カードの交付年月日</li> <li>・在留カードの有効期限</li> <li>・就労制限の有無</li> </ul>						

## II 申告指導事務

### 1 所得税申告書の作成に当たっての留意事項

所得税申告書の作成については、特に次の点に留意する。  
なお、申告書等の代筆は、原則として行わない。

#### (1) 「税務署長」欄

外国人納税者が所轄署以外の署に来場した場合、提出を要する添付書類等があるときは、所轄署へ提出するよう指導するとともに、やむを得ず収受した場合は、所轄署へ移送する旨を納税者に伝え、所要の処理を行う。

#### (2) 「住所」・「生年月日」・「電話番号」・「職業」欄

記載漏れがないようにする。



#### (3) 「氏名」欄

イ Last(姓)、First(名)、Middle(イニシャルのみ)の順で記載する。その際には在留カード・特別永住者証明書（以下「在留カード等」という。）のいずれかの提示を受け、その順番どおりになっているかどうかを確認することとするが、当該在留カード等の提示については、協力を求めるものであって強制することのないよう留意する。

ロ 書面で申告書を作成する場合は、活字体で記入した上、必ず署名を求める。

### 2 「在留カード」等による氏名等の確認

#### (1) 確定申告書等の記載内容との照合

外国人は、原則として常に在留カードを携帯することとされているため（特別永住者証明書に切り替えている場合を除く。）、本人に協力を求めてその提示を受け、確定申告書や「居住形態等に関する確認書」（別添1：個⑦008）に記載されている住所（居所）、氏名、在留資格、在留カード番号等について、在留カード等に記載されている内容と相違がないか必ず照合する。

なお、外国人登録（住民基本台帳への登録）がなされていない者又は登録の内容と異なっている者に対しては、住民基本台帳への登録又は訂正登録を了した後でなければ所得税等の還付が受けられない場合があるなど説明し、当該手続きを行った上で申告するよう指導する。

在留カードは地方出入国在留管理局へ申請すると、通常、即日交付される。

#### (2) 源泉徴収票の記載内容との照合

外国人納税者が給与所得者である場合には、上記(1)と同様、在留カード等の提示について協力を求め、源泉徴収票に記載の住所、氏名、

生年月日等との照合を必ず行う。

なお、源泉徴収票の提出は不要（更正の請求書等を提出する場合を除く。）であるが、所得税法上、申告書第二表の「所得の内訳（所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額）」欄の記載が求められていることから、確実に記載（入力）するよう指導する。

イ 氏名が異なっている場合の処理

源泉徴収票に氏名が記載されていない、又は記載があっても通称名で記載されている等、源泉徴収票と在留カード等との記載内容が異なる場合には、正しい氏名を記載した源泉徴収票の再発行を受けた上で申告するよう指導する。

なお、在留カード等に通称名は記載されないことに留意する。

ロ 住所が異なっている場合の処理

源泉徴収票に住所が記載されていない、又は記載があっても在留カード等の住所と異なっている場合には、訂正等すべき書類（源泉徴収票は源泉徴収義務者、在留カード等は地方出入国在留管理局）の訂正等を行った上で、申告するよう指導するか、源泉徴収票に記載された住所に実際に居住していたことを確認できる書類（アパートの賃貸借契約書、水道光熱費の領収証等）の提示を求める。

### 3 居住形態等に関する確認書の作成

その年において非永住者であった期間を有する者が確定申告書を提出する場合には、居住形態等に関する確認書を添付しなければならない（所法 120⑦、所規 47 の 4）とされているが、それ以外の者であっても、外国人納税者は、居住形態等の状況により、課税所得の範囲や課税方法が異なることから、可能な限り、居住形態等に関する確認書の作成を求める。

その記載に当たっては、該当する事項を正確に記載するよう指導するとともに、納税者に対して在留カード等の提示を求め、登録された住所（居所）、氏名、在留資格等を確認する。

なお、複数年分の申告書作成を行う場合は、それぞれの年分の居住形態等に関する確認書の作成が必要であることに留意する。

おって、申告指導を行った際にこれらの確認を了した後には、居住形態等に関する確認書の「氏名」欄の右側上部に赤で「レ印」を付し、確認を行ったことが分かるようにしておく。

#### (1) 居住形態等に関する確認書の記載に当たっての注意事項

居住形態等に関する確認書については、次の項目欄に誤りが多く見られることから、記載の指導に当たっては特に注意する。

イ 「国籍」欄については、[ ] 確実に記載させる。

ロ 「在留カード番号等」欄については、在留カード又は特別永住者証明書の取得者は、在留カード番号又は特別永住者証明書番号を記載させる。

ハ 「1(1)当初の入国年月日」欄については、一時的に出国して再度入国した場合は、再入国した年月日ではなく、最初の入国年月日を記載させる。

その他の場合は、直近の入国年月日を記載させる。

- ニ 「1(2)在留資格、(3)在留期間」欄については、現在の在留資格及び在留期間を記載させる。
- ホ 「3(1)出国の期間、(2)出国の目的」欄については、滞在日数により国内源泉所得の金額をあん分計算しなければならない場合があるため、年に数回出国している場合には、それぞれの出国の期間及び目的を記載させる。
- ヘ 「5」欄については、非永住者の申告すべき国外源泉所得の有無の確認のために必要であることから、確実に記載させる（所規 47 の4①四）。
- ト 「住所又は居所を有していた期間の確認表」については、裏面の「『住所又は居所を有していた期間の確認表』の記載について」のとおり、パスポートに記録されている出入国の履歴や、在留カード等の写しに記載された在留期間などにより確認させた上で記載する。
- (2) 居住形態等の判定に当たっての注意事項
- イ 「居住者」・「非居住者」の判定に当たっては、まず居住形態等に関する確認書に記載されている「当初の入国年月日」から、居住期間を確認する。  
具体的には、国内に住所を有しない者が日本に入国した場合、入国日の翌日から1年を経過する日までは「非居住者」となり、1年を経過する日の翌日以降は「居住者」となる（所基通2-3）。ただし、事業を営む又は職業に従事するため国内に居住することになった者については、国内における在留期間が契約等によってあらかじめ1年未満であることが明らかな場合を除き、入国日の日から居住者となる（所令14①一、所基通3-3）ことから、雇用契約又は派遣契約等の内容を聴取の上、居住形態を判定する必要がある。
- ロ 認められた期間以上に不法に滞在・就労している者についても、1年以上居所を有する場合は居住者としての課税を受けることに留意する（所法2①三）。

これら不法滞在者については、源泉徴収義務者の誤った判断等により非居住者として税率20.42%による源泉徴収をされていることが多いことから、源泉徴収票の税額等を十分に確認する必要がある。

ハ 「在留資格」が外交、公用、教授、研究、教育、留学、就学及び研修である場合には、租税条約等の適用により免税となる場合があることに留意する。

#### 4 国外居住扶養親族に係る扶養控除等関係書類の添付義務化

非居住者である親族（以下「国外居住親族」という。）に係る障害者控除、配偶者（特別）控除及び扶養控除（以下「扶養控除等」という。）の適用を年末調整で受けていない場合において、国外居住親族に係る扶養控除等を確定申告で受ける場合には、当該国外居住親族に係る各人別の次の書類の提出又は提示をする必要があることに留意する。

なお、各書類について、外国語で作成されている場合にはその翻訳文も必要となることに留意する。  
おって、提示の場合は、職員が [ ] するとともに、提出又は提示を受けた書類について、送金先（国外居住親族名）、送金額（38万円以上であること）等を十分に確認すること。

(1) 令和5年1月1日以後に、国外居住親族に係る扶養控除等を受ける場合

非居住者である親族の年齢等の区分		提出又は提示を要する書類	
16歳以上30歳未満又は70歳以上		「親族関係書類」 <sup>(※1)</sup>	「送金関係書類」 <sup>(※2)</sup>
30歳以上	①留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者	「親族関係書類」 及び 「留学ビザ等関係書類」 <sup>(※3)</sup>	「送金関係書類」
	②障害者	「親族関係書類」	「送金関係書類」
70歳未満	③申告者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者	「親族関係書類」	「38万円送金書類」 <sup>(※4)</sup>

(※1) 「戸籍の附票の写しなど日本国又は地方公共団体が発行した書類及び非居住者である親族の旅券（パスポート）の写し」又は「外国政府等が発行した書類で、非居住者である親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるもの」

(※2) その年において、「金融機関の発行した書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引により親族に支払をしたことを明らかにする書類」又は「クレジットカード会社が発行した書類又はその写しで、非居住者が生活費等のためにクレジットカード（いわゆる家族カード）を使用した利用代金を明らかにする書類」

(※3) 「外国における査証（ビザ）に類する書類の写し」又は「外国における在留カードに相当する書類の写し」

(※4) 送金関係書類のうち、送金等金額が38万円以上であることを明らかにする書類

(2) 令和4年12月31日以前に、国外居住親族に係る扶養控除等を受ける場合

「親族関係書類」（旅券の写しを除き、原本が必要。）及び「送金等関係書類」を提出又は提示する必要がある。

## 5 長期滞在者、不法滞在者に対する課税上の留意点

外国人の中には1年を超えて日本に滞在する者も多く、それらの者の中には当初認められた期間を超えて不法に日本に在留している者も少なからず存在する。しかし、不法滞在者であっても、国内に引き続き1年以上居所を有する者は所得税法上の居住者となることから、これらの者の申告指導等に際しては、次の点に留意する。

- (1) 入国後1年を経過する日までの非居住者期間の給与については、税率20.42%による源泉分離課税の方法により所得税が課税され、課税関係が終了することとされているため、確定申告による所得税の還付を受けることができない。
- (2) 入国後1年を経過する日の翌日以降の給与収入については、居住者としての課税を受けることとなるため、1年間の給与収入の総額を源泉徴収票に記載している場合には、源泉徴収義務者から非居住者期間の給与収入等を控除した居住者期間の給与収入のみについて計算された源泉徴収票の再発行を受け、その後に申告するよう指導する。

## 6 日本語及び英語の通じない外国人に対する対応

申告相談の際には、双方の十分な意思疎通を図る必要があることから、日本語及び英語の通じない者に通訳又は勤務先の関係者などで職員と意思疎通を図ることができる者を同行するよう求める。

なお、これらの外国人が単独で来署し、通訳等の同行を求める旨の意思も伝わらない場合は、次の施設において、英語のほか各種外国語での問い合わせを受け付けていることから、電話により通訳を求めて、来署した外国人に当局の意向を伝えてもらうよう依頼する。

施設名等		電話番号	対応可能な外国語
東京 出入国在留 管理局	外国人在留総合 インフォメーションセンター（東京）	0570-013904 03-5796-7112 (平日 8:30~17:15)	英語、中国語、 韓国語、スペイン語 ポルトガル語等
	外国人在留総合 インフォメーションセンター（横浜）		
外国人総合相談 支援センター（新宿）		03-3202-5535 (平日 9:00~16:00) ※第2・4水曜日は除く	英語、中国語（月～金） ポルトガル語（月・火・水） スペイン語（月・火・水） インドネシア語（火） ベトナム語（月・水） タガログ語（金）

（出典）出入国在留管理庁ホームページ等（令和5年10月末現在）

## 7 退職所得の選択課税について

非居住者が支払を受ける国内源泉所得の規定に該当する退職手当等については、その支払の際に源泉徴収（20.42%）が行われるが、受給者本人の選択により、退職に基づいてその年中に支払われる退職手当等の総額を居住者が受けたものとみなして、居住者と同様の課税を受けることもできる（所法171）。

これは「退職所得についての選択課税」といわれる制度で、長年、国内で勤務した者が海外支店への転勤などにより非居住者となったことで退職した場合に、国内勤務のまま退職した者と比較して税負担が高額となることのないよう、その調整を図るために設けられた制度である。

この場合、退職手当等の受給者である非居住者は、源泉徴収された税額の精算のために退職手当等の支払を受けた翌年1月1日（その日

までに、その年中の退職所得の総額が確定したときは、その確定した日)以後に、税務署長に対し確定申告書を提出することにより、既に源泉徴収された税額の一部又は全部について還付を受けることができる(所法173)。

この退職所得の選択課税による還付を受けるための申告について申告指導を行う場合は、以下の点に留意の上、書面にて申告書を作成する(参考:別添2「退職所得の選択課税申告書の記載例について」)。

なお、令和3年分以前の申告においては、申告書B様式を使用する。

- (1) 出国前の住所地又は居所地を管轄する税務署に提出する。
- (2) 納税管理人の届出書の提出がある場合は、納税管理人を通じて申告する。
- (3) 税額計算の対象となる退職金の金額は、国内源泉所得だけではなく、その支払い総額が対象となる。
- (4) 所得控除は全て適用できない。

### III 還付審査等における留意事項

外国人納税者については、通常の還付審査手順に加え、別添3「還付申告書チェック表（外国人用）」に基づいて的確に還付審査を実施するとともに、申告指導に当たっては、外国人特有の還付審査のポイントを踏まえた適切な申告指導を行う。

なお、申告内容に不審点がある場合は、[REDACTED]など、不正還付の防止に努める。

#### 1 還付審査のポイント

還付審査に当たっては、特に次の事項に留意する。

- (1) [REDACTED] 非居住者期間に生じた源泉分離課税で課税関係が終了する所得により還付を受けることとなっていないか
- (2) [REDACTED] 居住者期間に係る所得について、非居住者と同様、20.42%の税率により源泉徴収されているものはないか  
[REDACTED]
- (3) 在留カード等の写しが添付されている場合は、確定申告書や居住形態等に関する確認書に記載されている住所(居所)、氏名、在留資格、在留カード番号等の内容と一致するか（又は申告指導時に内容が確認されているか）
- (4) 源泉徴収票が添付されている場合は、源泉徴収票に記載されている「住所・氏名」欄が確定申告書や住民登録情報の内容と一致するか、また、[REDACTED]
- (5) 国外居住親族に係る扶養控除等に関する還付申告の場合、次の問題がないか
  - ① 親族関係を証明する書類は、原本（あるいは原本確認済の表示をした写し）が添付されているか  
※ 「親族関係書類」は、旅券の写しを除き、原本が必要である。
  - ② 親族関係を証明する書類は、公的機関が発行したものか
  - ③ 証明内容について、日本語訳又は英訳した書類が添付されているか
  - ④ 証明書は国外居住親族の氏名・生年月日・続柄等を確認できる書類となっているか
  - ⑤ 送金事実を証明する書類（以下「送金関係書類」という。）は、添付されているか
  - ⑥ 送金内容は、申告年分に係るものか

- ⑦ 送金依頼人は、申告者本人となっているか
  - ⑧ 送金の受取人は、申告書上の国外居住親族となっているか
  - ⑨ [REDACTED]
- (6) 扶養控除等に関する還付申告の場合、上記(5)に加え、送金関係書類について、次の問題がないか
- ① 外国送金依頼書の控え又はクレジットカードの利用明細書が添付されているか
  - ② 生活費等を現金で国外居住親族に渡しているものはないか
- ※ 生活費等を現金で手渡した旨の申立書は、送金関係書類に該当しない。
- ③ 扶養控除等の適用を受ける国外居住親族ごとに送金等を行っているか

## 2 不正還付の事例

[REDACTED]

- (1) [REDACTED]
- (2) [REDACTED]
- [REDACTED]

(注) 本様式は「令和4年分」のため、使用の際は国税庁ホームページに掲載されている様式(令和5年12月公開予定)を使用すること。

別添 1

<u>居住形態等に関する確認書</u> Confirmation of the Type of Resident Status etc.																																																																																																																																						
一 面																																																																																																																																						
<table border="1"> <tr> <td>氏名 Name and the Middle Name</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>住所又は居所 Residence or address</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>電話番号 Telephone number</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>国名 Nationality</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>登録番号 Residence and status Registration number</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td colspan="6"><u>居住形態等</u> (Type of Resident Status)</td> </tr> <tr> <td colspan="6">1 下記事項を記入してください。(Please fill out the following items.)</td> </tr> <tr> <td colspan="6">(Year) (Month) (Day)</td> </tr> <tr> <td>(1) 当初の入国情日 (Date of original entry into Japan)</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>(2) 在留資格 (Visa status in Japan)</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>(3) 入居期間 (Permitted period of stay in Japan)</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>2 令和4年(2022)年1月1日から2022年12月31日までに日本に在留又は居所を有していた期間を記入してください。 (Did you leave Japan anytime during 2022?)</td> <td><input type="checkbox"/> Yes</td> <td><input type="checkbox"/> No</td> </tr> <tr> <td>3 2の質問に「Yes」の入国情の欄に記入してください。 (If your answer to 2 is "Yes", please fill out the following items.)</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>(1) 出国情の期間 (Period of absence from Japan)</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>年</td> </tr> <tr> <td></td> <td>月</td> <td>日</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>年</td> </tr> <tr> <td></td> <td>月</td> <td>日</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>年</td> </tr> <tr> <td>(2) 上記の目的 (Purpose of absence from Japan)</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>4 合計12中の個別状況による期間区分 (Period of each type of resident status during 2022)</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>(1) 非居住者課税 (Period of Non-resident Taxpayer)</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>年</td> </tr> <tr> <td>(2) 非本土化者課税 (Period of Non-permanent Resident Taxpayer)</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>年</td> </tr> <tr> <td>(3) 永住者課税 (Period of Permanent Resident Taxpayer)</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>年</td> </tr> <tr> <td>5 (1) 4中の非本土化者課税かどちらか、その期間中に国外に収入のある場合はありますか。 (If you were a Non-permanent Resident Taxpayer during any period of 2022, did you receive any foreign source income during that period?)</td> <td><input type="checkbox"/> Yes</td> <td><input type="checkbox"/> No</td> </tr> <tr> <td>(2) (1)の入力が「Yes」の場合は下記に入れてください。 (If your answer to (1) is "Yes", please fill out the following items.)</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>① 国外に在住かある所得の合計 (Amount of foreign parity income)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>② 全てうち国内で支拂った金額 (Amount paid in Japan out of ①)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>③ 全てうち国外から送金された金額 (Amount remitted to Japan out of ①)</td> <td>円</td> </tr> </table>		氏名 Name and the Middle Name					住所又は居所 Residence or address					電話番号 Telephone number					国名 Nationality					登録番号 Residence and status Registration number					<u>居住形態等</u> (Type of Resident Status)						1 下記事項を記入してください。(Please fill out the following items.)						(Year) (Month) (Day)						(1) 当初の入国情日 (Date of original entry into Japan)	月	日	年	月	日	(2) 在留資格 (Visa status in Japan)						(3) 入居期間 (Permitted period of stay in Japan)						2 令和4年(2022)年1月1日から2022年12月31日までに日本に在留又は居所を有していた期間を記入してください。 (Did you leave Japan anytime during 2022?)	<input type="checkbox"/> Yes	<input type="checkbox"/> No	3 2の質問に「Yes」の入国情の欄に記入してください。 (If your answer to 2 is "Yes", please fill out the following items.)						(1) 出国情の期間 (Period of absence from Japan)	月	日	月	日	年		月	日	月	日	年		月	日	月	日	年	(2) 上記の目的 (Purpose of absence from Japan)						4 合計12中の個別状況による期間区分 (Period of each type of resident status during 2022)						(1) 非居住者課税 (Period of Non-resident Taxpayer)	月	日	月	日	年	(2) 非本土化者課税 (Period of Non-permanent Resident Taxpayer)	月	日	月	日	年	(3) 永住者課税 (Period of Permanent Resident Taxpayer)	月	日	月	日	年	5 (1) 4中の非本土化者課税かどちらか、その期間中に国外に収入のある場合はありますか。 (If you were a Non-permanent Resident Taxpayer during any period of 2022, did you receive any foreign source income during that period?)	<input type="checkbox"/> Yes	<input type="checkbox"/> No	(2) (1)の入力が「Yes」の場合は下記に入れてください。 (If your answer to (1) is "Yes", please fill out the following items.)						① 国外に在住かある所得の合計 (Amount of foreign parity income)	円	② 全てうち国内で支拂った金額 (Amount paid in Japan out of ①)	円	③ 全てうち国外から送金された金額 (Amount remitted to Japan out of ①)	円
氏名 Name and the Middle Name																																																																																																																																						
住所又は居所 Residence or address																																																																																																																																						
電話番号 Telephone number																																																																																																																																						
国名 Nationality																																																																																																																																						
登録番号 Residence and status Registration number																																																																																																																																						
<u>居住形態等</u> (Type of Resident Status)																																																																																																																																						
1 下記事項を記入してください。(Please fill out the following items.)																																																																																																																																						
(Year) (Month) (Day)																																																																																																																																						
(1) 当初の入国情日 (Date of original entry into Japan)	月	日	年	月	日																																																																																																																																	
(2) 在留資格 (Visa status in Japan)																																																																																																																																						
(3) 入居期間 (Permitted period of stay in Japan)																																																																																																																																						
2 令和4年(2022)年1月1日から2022年12月31日までに日本に在留又は居所を有していた期間を記入してください。 (Did you leave Japan anytime during 2022?)	<input type="checkbox"/> Yes	<input type="checkbox"/> No																																																																																																																																				
3 2の質問に「Yes」の入国情の欄に記入してください。 (If your answer to 2 is "Yes", please fill out the following items.)																																																																																																																																						
(1) 出国情の期間 (Period of absence from Japan)	月	日	月	日	年																																																																																																																																	
	月	日	月	日	年																																																																																																																																	
	月	日	月	日	年																																																																																																																																	
(2) 上記の目的 (Purpose of absence from Japan)																																																																																																																																						
4 合計12中の個別状況による期間区分 (Period of each type of resident status during 2022)																																																																																																																																						
(1) 非居住者課税 (Period of Non-resident Taxpayer)	月	日	月	日	年																																																																																																																																	
(2) 非本土化者課税 (Period of Non-permanent Resident Taxpayer)	月	日	月	日	年																																																																																																																																	
(3) 永住者課税 (Period of Permanent Resident Taxpayer)	月	日	月	日	年																																																																																																																																	
5 (1) 4中の非本土化者課税かどちらか、その期間中に国外に収入のある場合はありますか。 (If you were a Non-permanent Resident Taxpayer during any period of 2022, did you receive any foreign source income during that period?)	<input type="checkbox"/> Yes	<input type="checkbox"/> No																																																																																																																																				
(2) (1)の入力が「Yes」の場合は下記に入れてください。 (If your answer to (1) is "Yes", please fill out the following items.)																																																																																																																																						
① 国外に在住かある所得の合計 (Amount of foreign parity income)	円																																																																																																																																					
② 全てうち国内で支拂った金額 (Amount paid in Japan out of ①)	円																																																																																																																																					
③ 全てうち国外から送金された金額 (Amount remitted to Japan out of ①)	円																																																																																																																																					
<u>在留又は居所を有していた期間の確認表</u> Confirmation Table of the Period of Resident Status																																																																																																																																						
○ 令和4年1月1日から令和4年12月31日までに日本に在留又は居所を有していた期間を記入してください。																																																																																																																																						
Please fill out the periods during which you have maintained domicile or residence in Japan within the preceding 10 years (2013~2021).																																																																																																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">在留又は居所を有していた期間 (Periods during which you have maintained domicile or residence in Japan)</th> <th>年数・月数・日数 (The number of years, months and days)</th> </tr> <tr> <th>Years (Years)</th> <th>Month (Months)</th> <th>Days (Days)</th> <th>Years (Years)</th> <th>Month (Months)</th> <th>Days (Days)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td colspan="6">合計12年以内で有していた期間の合計 (Total) (2) 4年、5年、6年、7年、8年、9年、10年、11年、12年と計算して下さい。 Please add the above numbers of years, months, days respectively. If the total number of days is over 30 days is calculated as 1 month. If the total number of months is over 12, 12 months is calculated as 1 year.</td> </tr> </tbody></table>						在留又は居所を有していた期間 (Periods during which you have maintained domicile or residence in Japan)					年数・月数・日数 (The number of years, months and days)	Years (Years)	Month (Months)	Days (Days)	Years (Years)	Month (Months)	Days (Days)	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日	合計12年以内で有していた期間の合計 (Total) (2) 4年、5年、6年、7年、8年、9年、10年、11年、12年と計算して下さい。 Please add the above numbers of years, months, days respectively. If the total number of days is over 30 days is calculated as 1 month. If the total number of months is over 12, 12 months is calculated as 1 year.																																																		
在留又は居所を有していた期間 (Periods during which you have maintained domicile or residence in Japan)					年数・月数・日数 (The number of years, months and days)																																																																																																																																	
Years (Years)	Month (Months)	Days (Days)	Years (Years)	Month (Months)	Days (Days)																																																																																																																																	
年	月	日	年	月	日																																																																																																																																	
年	月	日	年	月	日																																																																																																																																	
年	月	日	年	月	日																																																																																																																																	
年	月	日	年	月	日																																																																																																																																	
年	月	日	年	月	日																																																																																																																																	
年	月	日	年	月	日																																																																																																																																	
年	月	日	年	月	日																																																																																																																																	
年	月	日	年	月	日																																																																																																																																	
年	月	日	年	月	日																																																																																																																																	
年	月	日	年	月	日																																																																																																																																	
年	月	日	年	月	日																																																																																																																																	
合計12年以内で有していた期間の合計 (Total) (2) 4年、5年、6年、7年、8年、9年、10年、11年、12年と計算して下さい。 Please add the above numbers of years, months, days respectively. If the total number of days is over 30 days is calculated as 1 month. If the total number of months is over 12, 12 months is calculated as 1 year.																																																																																																																																						
<u>在留又は居所を有していた期間の合計</u> Confirmation Table of the Period of Resident Status																																																																																																																																						
○ 令和4年1月1日から2022年12月31日までに日本に在留又は居所を有していた期間を記入してください。																																																																																																																																						
Please fill out the periods during which you have maintained domicile or residence in Japan during 2022.																																																																																																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">在留又は居所を有していた期間 (Periods during which you have maintained domicile or residence in Japan)</th> <th>年数・月数・日数 (The number of years, months and days)</th> </tr> <tr> <th>Months (Days)</th> <th>Month (Days)</th> <th>Days (Days)</th> <th>Months (Days)</th> <th>Month (Days)</th> <th>Days (Days)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月</td> <td>日</td> <td>月</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>年</td> </tr> <tr> <td>月</td> <td>日</td> <td>月</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>年</td> </tr> <tr> <td>月</td> <td>日</td> <td>月</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>年</td> </tr> <tr> <td colspan="6">合計12月以内で有していた期間の合計 (Total) (2) 4月、5月、6月、7月、8月、9月、10月、11月、12月と計算して下さい。 Please add the above numbers of months, days respectively. If the total number of months is over 12, 12 months is calculated as 1 year.</td> </tr> </tbody></table>						在留又は居所を有していた期間 (Periods during which you have maintained domicile or residence in Japan)					年数・月数・日数 (The number of years, months and days)	Months (Days)	Month (Days)	Days (Days)	Months (Days)	Month (Days)	Days (Days)	月	日	月	月	日	年	月	日	月	月	日	年	月	日	月	月	日	年	合計12月以内で有していた期間の合計 (Total) (2) 4月、5月、6月、7月、8月、9月、10月、11月、12月と計算して下さい。 Please add the above numbers of months, days respectively. If the total number of months is over 12, 12 months is calculated as 1 year.																																																																																																		
在留又は居所を有していた期間 (Periods during which you have maintained domicile or residence in Japan)					年数・月数・日数 (The number of years, months and days)																																																																																																																																	
Months (Days)	Month (Days)	Days (Days)	Months (Days)	Month (Days)	Days (Days)																																																																																																																																	
月	日	月	月	日	年																																																																																																																																	
月	日	月	月	日	年																																																																																																																																	
月	日	月	月	日	年																																																																																																																																	
合計12月以内で有していた期間の合計 (Total) (2) 4月、5月、6月、7月、8月、9月、10月、11月、12月と計算して下さい。 Please add the above numbers of months, days respectively. If the total number of months is over 12, 12 months is calculated as 1 year.																																																																																																																																						

### "Confirmation Table of the Period of Resident Status"

**Resident Status**  
The scope of taxable income is determined by your resident status. Therefore, first of all, you are required to make clear what your resident status is.

Resident status is divided into three categories: Nonresident, Permanent Resident, Permanent Resident.

The following is a brief explanation of resident status.

#### (1) Resident

A person who has a "RESIDENCE" (residence) in Japan, or has had a "RESIDENCE" in Japan for one year or more.

NOTE: In general, if you have a "RESIDENCE" (residence) of your home (dwelling in houses), and you have a "RESIDENCE" (residence) of your working place (dwelling in houses) separately, it is your "RESIDENCE".

#### (2) Nonresident

A person who has not resided continuously and has had neither "RESIDENCE" nor "NONRESIDENCE" in Japan

for one year or more in the aggregate of 5 years or less in last 10 years.

#### (3) Permanent Resident

A resident other than nonresident permanent resident.

#### (4) Non-resident

A person other than resident.

#### Taxable Income

The following table shows the scope of taxable income according to your resident status.

### SCOPE OF TAXABLE INCOME

CLASSIFICATION	INCOME OTHER THAN FOREIGN SOURCE INCOME	FOREIGN SOURCE INCOME	PAID ABROAD
PERMANENT RESIDENT	Total*	Total*	
NON-PERMANENT RESIDENT	Total*	Total*	
		Only the portion of foreign source income which is remitted to Japan (the portion of foreign source income which is remitted to Japan is not included in nonresident's taxable income)	

CLASSIFICATION	DOMESTIC SOURCE INCOME	INCOME OTHER THAN DOMESTIC SOURCE INCOME
NON-RESIDENT	Total* in principle	Net Total*

NOTE: Self-employed or other remuneration for personal services performed in Japan are treated as "Domestic source income", whenever they are paid in Japan or abroad.

### "Confirmation Table of the Period of Resident Status"

"Period during which you have maintained domicile or residence in Japan within the preceding ten years" may be checked in the statement as mentioned below.

- To check the dates of emigration and repatriation as stamped in your passport when you keep your passport covering this period.

In place of stating periods during which you have maintained domicile or residence in Japan, you may attach to this confirmation table a copy of your passport.

If you are using a stamping in paper regardless of your passport:

(1) Nonresident resident

A resident who has not resided continuously and has had neither "RESIDENCE" nor "NONRESIDENCE" in Japan for one year or more in the aggregate of 5 years or less in last 10 years.

(2) Permanent resident

A resident other than nonresident permanent resident.

(3) Non-resident

A person other than resident.

The following table shows the scope of taxable income according to your resident status.

### SCOPE OF TAXABLE INCOME

CLASSIFICATION	INCOME OTHER THAN FOREIGN SOURCE INCOME	FOREIGN SOURCE INCOME	PAID ABROAD
PERMANENT RESIDENT	Total*	Total*	
NON-PERMANENT RESIDENT	Total*	Total*	
		Only the portion of foreign source income which is remitted to Japan (the portion of foreign source income which is remitted to Japan is not included in nonresident's taxable income)	

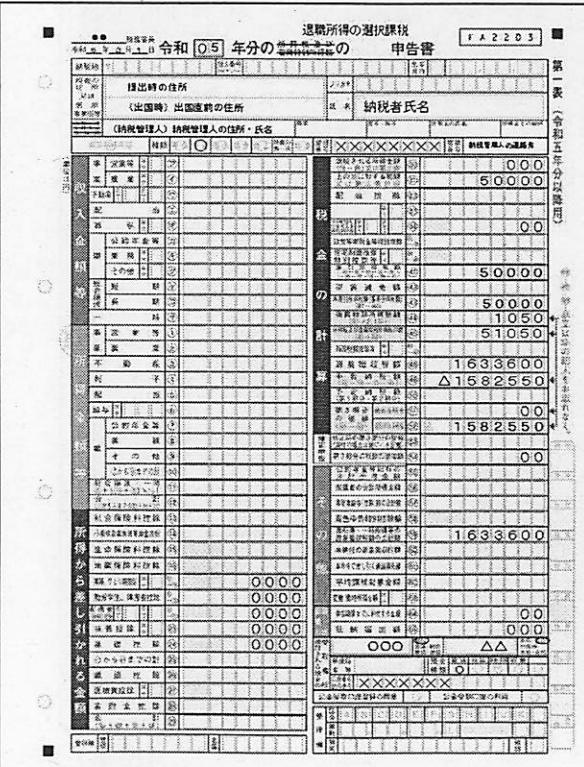
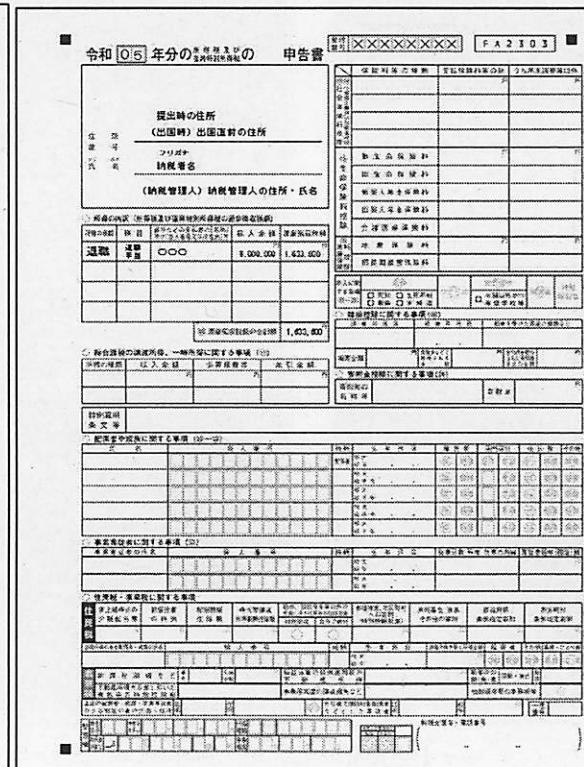
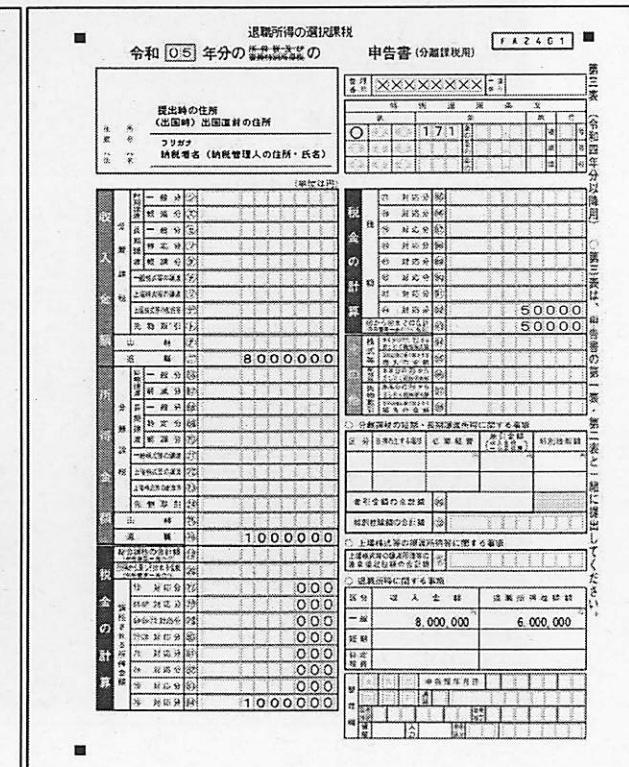
CLASSIFICATION	DOMESTIC SOURCE INCOME	INCOME OTHER THAN DOMESTIC SOURCE INCOME
NON-RESIDENT	Total* in principle	Net Total*

NOTE: Self-employed or other remuneration for personal services performed in Japan are treated as "Domestic source income", whenever they are paid in Japan or abroad.

## 退職所得の選択課税申告書の記載例について

次の①～③の退職手当を受け取った非居住者に係る退職所得の選択課税（所法 171）の適用を受けるための申告書の記載例

- ① 退職手当の支給額（源泉徴収前） 8,000,000 円
- ② 勤続年数 15 年
- ③ 源泉徴収税額 1,633,600 円

 <p><b>退職所得の選択課税 令和〇〇年分の申告書</b></p> <p>提出時の住所 (出國前) 出國直前の住所 納税者氏名 （納税管理人）納税管理人の住所・氏名</p> <p>第一表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr><td>年次課税額</td><td>1,633,600円</td></tr> <tr><td>支給額</td><td>8,000,000円</td></tr> <tr><td>勤続年数</td><td>15年</td></tr> <tr><td>源泉徴収税額</td><td>1,633,600円</td></tr> </table>	年次課税額	1,633,600円	支給額	8,000,000円	勤続年数	15年	源泉徴収税額	1,633,600円	 <p><b>令和〇〇年分の申告書</b></p> <p>提出時の住所 (出國前) 出國直前の住所 納税者氏名 （納税管理人）納税管理人の住所・氏名</p> <p>第二表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr><td>年次課税額</td><td>1,633,600円</td></tr> <tr><td>支給額</td><td>8,000,000円</td></tr> <tr><td>勤続年数</td><td>15年</td></tr> <tr><td>源泉徴収税額</td><td>1,633,600円</td></tr> </table>	年次課税額	1,633,600円	支給額	8,000,000円	勤続年数	15年	源泉徴収税額	1,633,600円	 <p><b>令和〇〇年分の申告書</b></p> <p>提出時の住所 (出國前) 出國直前の住所 納税者氏名 （納税管理人）納税管理人の住所・氏名</p> <p>第三表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr><td>年次課税額</td><td>1,633,600円</td></tr> <tr><td>支給額</td><td>8,000,000円</td></tr> <tr><td>勤続年数</td><td>15年</td></tr> <tr><td>源泉徴収税額</td><td>1,633,600円</td></tr> </table>	年次課税額	1,633,600円	支給額	8,000,000円	勤続年数	15年	源泉徴収税額	1,633,600円
年次課税額	1,633,600円																									
支給額	8,000,000円																									
勤続年数	15年																									
源泉徴収税額	1,633,600円																									
年次課税額	1,633,600円																									
支給額	8,000,000円																									
勤続年数	15年																									
源泉徴収税額	1,633,600円																									
年次課税額	1,633,600円																									
支給額	8,000,000円																									
勤続年数	15年																									
源泉徴収税額	1,633,600円																									

【表面】



【裏面】

